

鯨類対処マニュアル

令和 6 年 12 月

【大阪港湾局】

目次

第1章	総則	1
第2章	発見の連絡（初期初動の開始）	8
第3章	管理区域内への座礁・漂着の可能性を想定しての対応	9
第4章	管理区域内へ座礁・漂着することが確実視された場合の対応	12
第5章	管理区域内へ漂着した後から処理開始までの対応	16
第6章	処理開始後の対応と処理後の対応	18
第7章	マスコミ対応、現地での住民対応	20
第8章	さいごに	22

第1章 総 則

1 目的

本マニュアルは、平成22年5月、令和3年7月、令和5年1月、令和6年1月に大阪港湾局所管の港湾区域へ迷い込んだ（漂着した）鯨処理の経験を踏まえ、今後発生が予測される同様のケースへの対応に向けた基本的事項を体系化することにより、関係部局及び関係機関と連携を含め、事前対策、現地対策及び事後対策を計画的かつ効率的に実施できるようにし、円滑な鯨類の処理を行うことを目的とする。

2 定義

このマニュアルにおける専門的な用語の定義は、特に注記のあるものを除き、水産庁作成の「鯨類座礁対処マニュアル」（以下「水産庁マニュアル」という。）に定める用語の定義のとおりとする。

※鯨類座礁対処マニュアル（水産庁マニュアル）

<https://www.jfa.maff.go.jp/j/whale/attach/pdf/bycatch-13.pdf>

3 全体的な対応の流れ

鯨類の発見から座礁・漂着、その後の処理までの全体的な流れを「鯨類発見から処理までの基本的な流れ」（P6～7）のとおり整理している。

この流れは、鯨類発見から大型の鯨類が生存したまま港内に迷い込み、その後衰弱して死亡した場合を想定して作成しているが、中小型の鯨類のケースや死亡している鯨類が漂着した場合であっても、対応の流れとしては、これらのケースを包括している。

4 その他

(1) 漂着鯨類への対応を必要とする事態が発生した場合は、本マニュアルのほか、水産庁マニュアルを参考として、関係機関等と連携し当該事態に対処する。

(2) 大阪港湾局では、大阪港及び堺泉北港、阪南港、6つの地方港並びに堺市から岬町までの海岸（以下「堺泉北港等」という。）を管理（以下「管理区域」という。）している。港湾及び海岸区域内に漂着した場合は、港湾法第12条及び海岸法第5条に基づく管理者の責務として、漂着した鯨類の処理業務の対応を行う。

なお、一般海域に死亡した鯨類が漂流し、管理する港湾及び海岸に漂着する恐れがある場合は、関係各機関と協議のうえ、状況に応じて国土交通省や海上保安庁と対応についての調整を行う。

【参考：港湾法関連条文抜粋】

第2章 港務局

(業務)

第12条 港務局は、次の業務を行う。

1 省略

2 港湾区域及び港務局の管理する港湾施設を良好な状態に維持すること（港湾区域内における漂流物、廃船その他船舶航行に支障を及ぼすおそれがある物の除去及び港湾区域内の水域の清掃その他の汚染の防除を含む。）。

3～14 省略

第3章 港湾管理者としての地方公共団体

(港湾管理者としての地方公共団体の決定等)

第33条 関係地方公共団体は、港務局を設立しない港湾について、単独で港湾管理者となり、又は港湾管理者として地方自治法第284条第2項若しくは第3項の地方公共団体を設立することができる。（以下省略）

第34条 港湾管理者としての地方公共団体の業務に関しては、第12条及び第13条の規定を準用する。

【参考：海岸法関連条文抜粋】

第2章 海岸保全区域に関する管理

(管理)

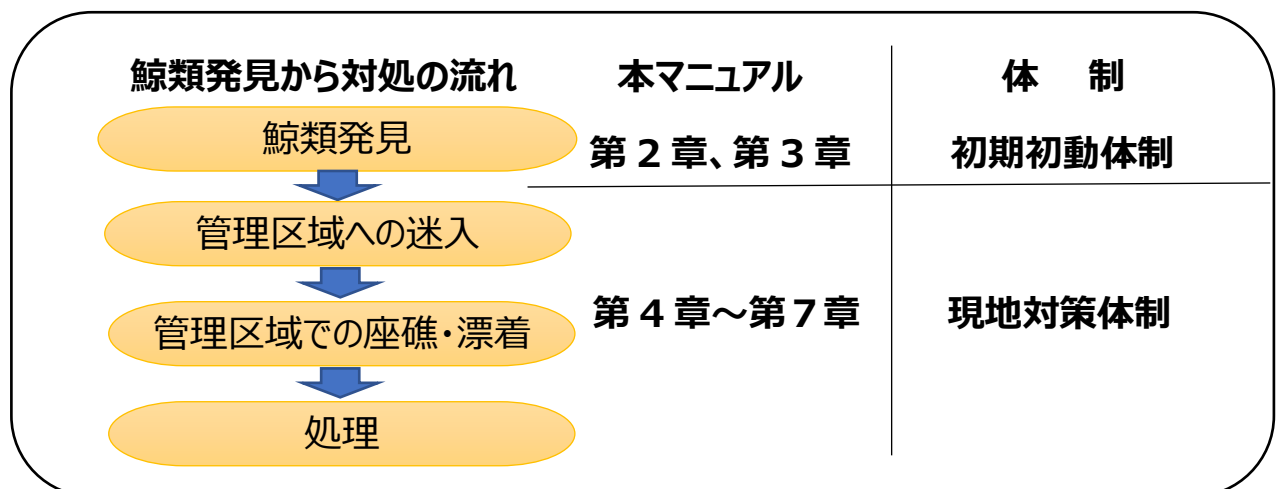
第5条 海岸保全区域の管理は、当該海岸保全区域の存する地域を統括する都道府県知事が行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市町村長が管理することが適当であると認められる海岸保全区域で都道府県知事が指定したものについては、当該海岸保全区域の存する市町村の長がその管理を行うものとする。

大阪港湾局の管理区域

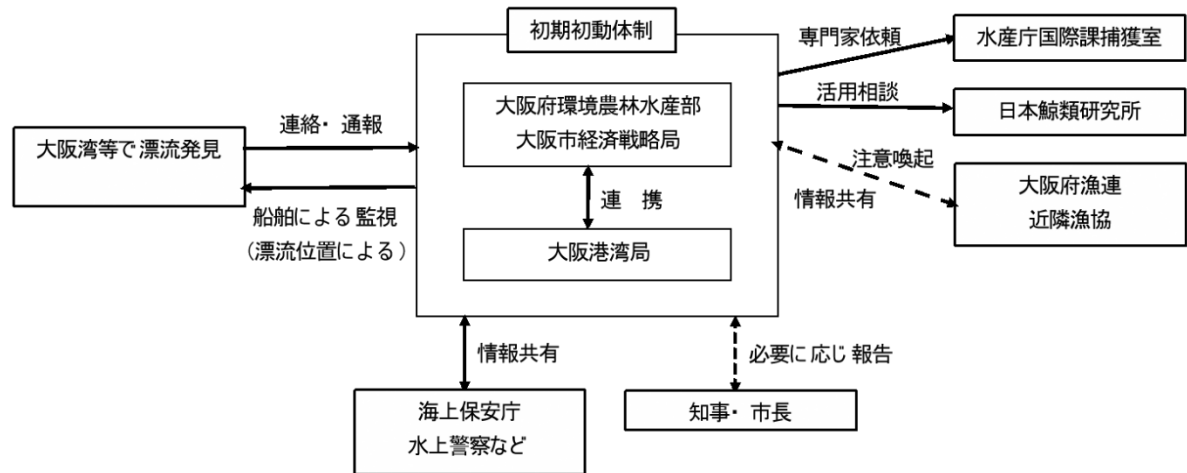


出典：PORTs of OSAKA より

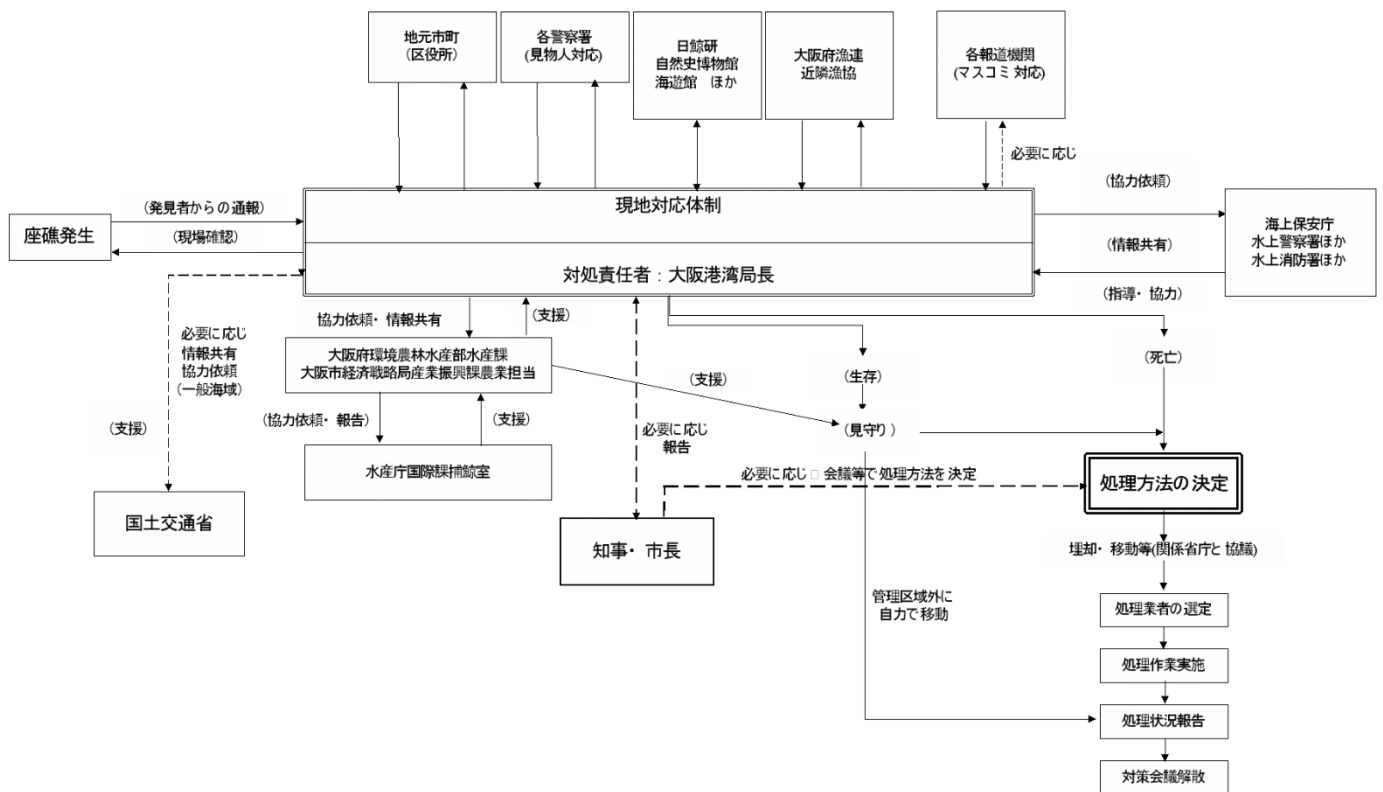


※詳しくは、P6～7のとおり

初期初動体制フローチャート



現地対策体制フローチャート



※水産庁マニュアルのフローチャートを参考に大阪港湾局における具体的な対応を整理したもの

※小型鯨類のうち、直営作業等で対応できるものについては、このフロー図に依らない

鯨類発見から処理までの基本的な流れ

状況の推移		対応すべき事項	対応時期の目安	備考（参考事項）
フェーズ1-1 【初期初動体制】 （警戒配備）	近隣海域等での発見情報 各種報道、SNS 等からの情報収集 【第2章】	海上保安庁等を通じての情報収集など	所管範囲内への迷入の可能性の高低にかかわらず 【適時】	次フェーズへの移行準備（体制確保等） 海上保安庁や大阪府環境農林水産部等との情報共有 所管課→総務課→局内展開
フェーズ1-2 【初期初動体制】 （警戒配備）	管理区域内での発見の連絡 【第2章】	危機管理事案に準じて報告 各関係部局、関係機関等に連絡、情報共有、巡視船等による監視（適宜）	発見の連絡後ただちに 発見の連絡当日に設置 【適時】	所管課→総務課→局内展開
フェーズ2 【初期初動体制】 （現地対策体制への移行準備）	管理区域内への座礁・漂着の可能性を想定しての対応 【第3章】	漂着を想定した初期初動体制構築の開始 ・埋設可能地の調整 ・仮係留場所の調整 ・処理事業者（候補者）を選定、打診 ・契約手続きの方法 関係各所との連絡体制の確立 関係各所と情報共有、情報交換 状況に応じて知事・市長へ報告 巡視船等による監視（適宜）	発見の連絡後速やかに 現場対応体制への移行を視野に入れた検討の開始 【適時】	海上保安庁、利用者等との調整 （必要に応じて契約事務所管局と調整）
フェーズ3 【現地対策体制】 （座礁・漂着が確実視された後の対応）	管理区域内へ座礁・漂着することが確実視された後の対応 【第4章】	現地対策体制における会議の開催①（適宜開催） 『処理方法の検討』 ・対応可能な処理方法の状況把握 ・処理事業者（候補者）の確認 『マスコミ対応』	確実視の当日又は翌日 【適時】	関係機関、海遊館等専門家含む 現地対策体制で意見交換 資機材等含め処理可能かどうかの確認 状況により記者レク方式が望ましい

	状況の推移	対応すべき事項	対応時期の目安	備考（参考事項）
フェーズ4 【現地対策体制】 （処理方針の決定）	管理区域内へ漂着した後処理開始まで 【第5章】	現地対策体制における会議の開催②（適宜開催） 『処理方法の決定』 ・知事や市長への報告 ※必要に応じて知事や市長出席の会議等で決定 ・関係機関との調整 ・緊急随契の手続き 『マスコミ対応』 『現地対策（見物人対応）』	漂着後ただちに開催 会議の開催の翌日 処理方針決定後、速やかに 【適時】	処理方法等の検討、意見交換 具体的な処理対応の打合せ （必要に応じて契約事務所管局と調整） 1日1回以上の記者レク方式が望ましい 安全対策など
フェーズ5 【現地対策体制】 （処理開始）	処理開始後の対応 【第6章】	処理作業の実施、処理状況の報告 『マスコミ対応』 『現地対策（見物人対応）』		職員の立会を調整 1日1回以上の記者レク方式が望ましい 安全対策など
フェーズ6 【現地対策体制】 （現地対策体制の解散）	処理後の対応措置開始 【第6章】	現地対策体制の解散 正式な契約手続き 補助金等の請求（補助対象であれば）		日本鯨類研究所の交付金など ※体制解散後も埋設場所の埋設後の状況確認は、発掘するまで継続して行う必要あり。

第2章 発見の連絡（初期初動の開始）

鯨類に対する対応の起点は、大阪湾等での発見の第1報がもたらされた時点とする。発見の連絡者は問わない。（多くの場合、海上保安庁や航行船舶からの通報が想定されるが、大阪港湾局所管海域以外での事象であっても、警戒のための体制「初期初動体制」を発足させる必要がある）

この時点で、大阪港又は堺泉北港等への漂着が予想されるかどうかは問わず、危機管理事案に準じて直ちに総務課へ報告、情報の局内展開を図るとともに、初期初動体制を立ち上げ、大阪府環境農林水産部等の関係機関等と密接な連携を図り情報収集を行い、収集された情報については積極的に共有を図るとともに、鯨類専門家より鯨類の生存状態などの情報を収集する。

なお、この体制、連絡先にこだわらず、状況に応じて適宜幅広く、特に連絡漏れがないように対応する必要がある。

【参考：水産庁マニュアルより抜粋（メインテキスト）】

1 座礁発生に備えた事前準備（P8）

（3）初動連絡体制の整備

都道府県及び市町村は、本マニュアルで対応すべき大規模な座礁の発生に備え、管内の連絡網を事前に整備しておく（以下略）

第3章 管理区域内への座礁・漂着の可能性を想定しての対応

1 基本的な対応と留意点

突然沿岸部に鯨類が現れることはなく、通常の場合、沖合で迷入又は漂流する鯨類が発見されたとの一報がもたらされる。この第一報を受けた時点ではどこに鯨類が座礁・漂着するかは不明であるが、座礁・漂着が確実に視はされていない状況であっても、大阪港湾局所管の管理区域内への座礁・漂着の可能性を想定して、初動対応を開始する。

状況に応じてP9～11のとおり情報収集、現地対応への準備を行う。

また、鯨類の大きさ、生存又は死亡、発見（漂着）場所等により対応が異なることから、状況に応じて、段階的な体制の整備及び対応ができるようにすることを基本に、その時点ごとの状況により体制の整備、関係者への連絡などを適時行うことが必要である。

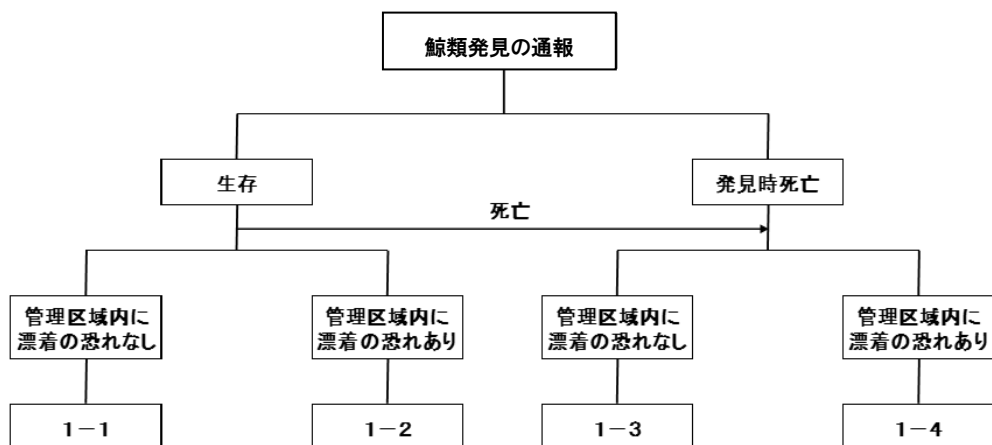
なお、港内や海岸等へ座礁・漂着することが確実に視されると判断したときは、現地対応に移行する。

2 処理の準備の開始

具体的な処理を行う事業者について、例えば近傍で工事を行っている海洋土木工事事業者など緊急工事の発注が可能な事業者の確認を行うなど、この時点から準備を開始する。

【状況別フロー図 1 発見時（初期初動期）】

(1) 状況の確認



(2) 基本的な対応

ケース	当面の方針	留意事項
1-1	見守る (関係者への情報伝達、注意喚起)	並行して 1-2,1-4 へ移行準備
1-2	現地対応の準備	専門家の意見確認
1-3	見守る (関係者への情報伝達、注意喚起)	並行して 1-4 へ移行準備
1-4	現地対応	処理方法の検討を開始

① 収集すべき情報

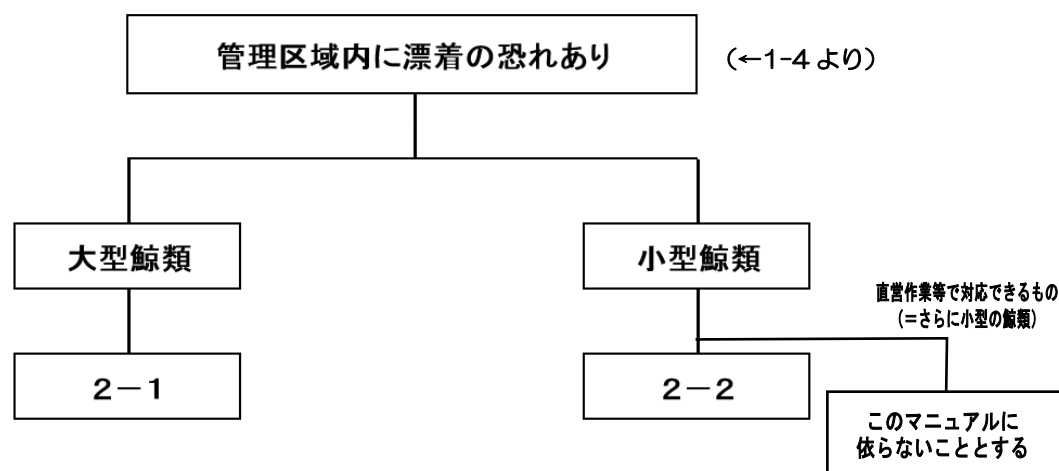
- 鯨類の種類、大きさ、健康状況、漂流位置
- 今後の天候、海象状況
- 関係者との情報共有

② 検討を開始すべき項目

- 現地対策体制における会議の事前打ち合わせ（情報共有、課題確認）

【状況別フロー図2 現地対策準備期（対策検討期）】

(1) 状況の確認



(2) 基本的な対応

ケース	当面の方針	留意事項
2-1	現地対策体制へ	本マニュアル・水産庁マニュアルでの対応を検討
2-2	現地対策体制へ	座礁・混獲した鯨類の対処法での対応を検討※

※水産庁マニュアルでは、小型少数の場合は当該対処法に従い対処している

- ① 但し、航路に影響があることが考えられる場合は、海上保安庁と早い段階から事前に相談のこと。
- ② 座礁・漂着後の対応に向けた調整に着手
例：埋設可能地の確認、必要な資機材の確保に向けた調整
- ③ 小型の鯨類のうち、直営作業等に対応できるもの（さらに小型の鯨類）については、大阪港湾局長に報告のうえ、このマニュアルに依らないものとする。

第4章 管理区域内へ座礁・漂着することが確実視された場合の対応

鯨類が管理区域内への座礁・漂着することが確実（極めて高い可能性と判断した場合を含む）となった場合、直ちにその処理に着手する。

本マニュアルでは、死亡した鯨類の対応の観点で取りまとめているが、生存状態で管理区域内に迷い込んだ場合等であっても、相当程度の衰弱が予想されるため、死亡後の処理の可能性を見据えた準備を進める必要がある。

なお、大阪港等への漂着が確実視されない時点から、警戒のための体制（初期初動体制）を発足させる必要もある。（第2章参照）

その際の留意点等を以下のとおりまとめている。（マスコミ対応は第7章を参照）

1 現地対策体制への移行

事前対応の初期初動体制から、現地対策の体制に移行する。

水産庁マニュアルに準じた形で大阪港湾局長をトップする体制を設置して、局内関係課で役割分担の上で対応する。

【水産庁マニュアルより抜粋（サブテキスト）】

2 現地対策本部設置（P16）

- （1）既存組織での対応が困難であると判断した場合、市町村は現地対策本部を設置するのが最も現実的である。
- （2）災害対策本部方式の部署機能体系を構築し対応する。（総務班、関係機関連絡調整班、マスコミ対策班、資材調達班、交通整理班、現地対応班、救出・処理班等）
- （3）現地対策本部は、市町村職員、都道府県関係者、学識経験者、専門家、水産関係技術者等で構成するのが望ましい。
- （4）会議は、現場近くで随時開催するのが望ましい。

2 現地対策体制における会議の開催

初期初動体制から現地対策体制へ移行したのち、速やかに現地対策体制における会議を招集する。

併せて、知事や市長に報告のうえ、関係者とは広く情報共有、意見交換等を実施することが必要である。

3 鯨類の処理方法の検討

鯨類の処理方法については、現地対策体制における会議において、関係機関、専門家等の意見を聞き、対応案の整理を行う。適宜知事や市長等への報告等を行う。

水産庁マニュアルでは、鯨体の処理について、「埋却」「焼却」「他海域への移動・排除」の3類型をあげている。なお、3つの選択肢のうち、下表の評価を参考に、最も安全かつ迅速、効果的な方法により、収集・運搬・処理の検討を行う。

処理方法	メリット	デメリット
埋却（埋設）	・現場作業が短時間 ・骨格標本として活用出来る	・埋設する場所（埋設地）の確保及び地元関係者協議に時間を要す
焼却	・骨格標本として活用出来る	・解体する場所の確保や、解体処理をする作業員の確保が困難 ・現場作業に時間を要す ・焼却施設の確保が困難 ・処理費用が高む
他海域への移動・排除	・現場作業が短時間 ・埋設場所、仮置き場の確保が不要であり、早期対応が可能	・処理費用が高む

【水産庁マニュアルより抜粋（メインテキスト）】

2 座礁発生後の対処（P12）

（2）現地対策本部が行う座礁鯨類の処置

2）座礁鯨類が死亡した場合（既に死亡していた場合を含む。）

（前略）座礁した鯨体の処理には、①関係法令に基づく陸上での埋却又は焼却、②他海域への移動・排除の2通りが考えられるが、いずれの方法においても多くの制約が伴うため、市町村、都道府県の環境部局、関係省庁等に問い合わせ、協議して処分方法を決定しなければならない。ただし、焼却処分については相当の困難を伴うため、現実的な方法としては推奨できない。

大阪港湾局では、平成22年、令和3年、令和6年堺泉北港に漂着した鯨のケースは埋設、令和5年大阪港に漂着した鯨は他海域へ移動の上で海底沈下として処理したが、それぞれのケースで状況が異なるため、実際の状況に照らして判断する必要がある。

処理の検討にあたっての確認、検討のポイント及び令和6年の対処方法の評価事例は、次のとおりである。

項目	確認内容	検討のポイント
鯨類の大きさ	船舶航行への影響	航路への影響
漂着の場所	荷役等への影響	処理期限の確認
仮係留場所	周辺環境への影響	利用者との調整
埋設場所	埋設地の確保の可否	可であれば第1候補
海底沈下場所の選定	周辺海域関係機関との調整	搬送手段等の選定
焼却場所の選定	焼却処理時の 大量受入についての協議	解体場所や輸送（搬送）手段の 検討も同時に必要
天候	作業日程	実際の作業実施の可否
受託事業者候補	作業行程	鯨体の処理方法の意見聴取
学術調査の対応		骨格標本等の利用希望

座礁鯨体の対処方法について

資料2

■座礁鯨体の対処方法の基本的な考え方

- 水産庁の鯨類座礁対処マニュアルに基づき、座礁のあった各施設管理者が、府民の生活環境の保全上支障が生じないよう、以下の3つの選択肢のうち、最も安全かつ迅速、効果的な方法により、対処する。

■座礁鯨体の対処方法の比較と評価

対処方法	メリット	デメリット	調整状況	評価
①埋設（一時埋設）	- 現場作業が短期間 - 骨格標本として活用出来る	- 埋設する場所の確保 - 地元等関係者協議に時間を要す	- 骨格抽出までの一時埋設地として確保（堺7-3区；府有地） - 骨格は自然史博物館より提供依頼あり - 漁業関係者、地元関係者への事前説明済み	◎
②焼却	骨格標本として活用出来る	- 解体する作業員の確保が困難 - 焼却施設の確保が困難 - 現場作業に時間を要す - 費用が高む	- 解体作業可能な業者が見つからず - 焼却可能な施設が見つからず - 漁業関係者、地元関係者への事前説明済み	×
③他海域への移動・排除	- 現場作業が短期間 - 埋設場所・仮置き場の確保が不要であり、早期対応が可能	- 費用が高む - 骨格標本として活用できない	海上保安署、漁業関係者への事前説明済み	○

評価

今回、死亡した鯨体（推定：マッコウクジラ 全長約13～14m、重量約25～30t）の対処方法については上記対処方法（3案）のメリット・デメリット、課題の調整状況等から判断すると、**本件の対処方法としては、「埋設（一時埋設）」により対応することが適切と考えられる。**

第5章 管理区域内へ漂着した後から処理開始までの対応

管理区域内への漂着後は、死亡後の推定日数、その時点の海象状況などを総合的に勘案して、直ちに「いつまでに」「どのような方法で」「誰が」処理するのかを決めて対応する必要がある。併せて、マスコミの取材、現地での住民対応（第6章参照）なども予想されるため、可能な限りの条件整理や検討、確認は、管理区域内への漂着する前に行っておき、漂着後は最終的な決定を経て、速やかに処理を開始できる状況としておくことが望ましい。

1 処理方針の決定

あらかじめ検討を開始している現地対策体制における会議、海上保安庁をはじめとする関係各機関との調整、処理事業候補者の状況などを踏まえて、管理者としての処理方針を決定する。

処理方針については、適宜知事や市長に報告等を行う。

※必要に応じて知事や市長出席の会議等で決定する。

2 事業者の決定

処理方法が決まれば、正式に処理事業者へ処理を依頼する。

事業者の決定に際しては、入札に付する時間的余裕がないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に基づく緊急対応による手続きが必要となる。

令和5年の大阪港における事例では、鯨の破裂・爆発の危険性が専門家から指摘されたこともあり、死亡後から処理まで5日間しかなかったことから「災害時における契約事務ガイドライン（令和4年4月）」に基づき契約した。

なお、手続きにあたっては、事前に契約事務を所管する部局と協議、調整が必要である。

また、令和6年の堺泉北港における事例では、鯨の発見から死亡するまで約1カ月の期間があり、事前に関係者協議や処理方法の検討などを行うことができた。そのうえであってもなお、鯨による周辺環境への影響や航行船舶への支障があったため、「随意契約ガイドライン（令和3年10月）」に基づき、緊急に対処するための契約を締結した。

今後は、これらの手続きに基づいた契約を行う。

【参考：水産庁マニュアルより抜粋（サブテキスト）】

Ⅱ 座礁初動体制と現場対応（P17）

7 処理業者の確保と契約

- （1）業者の選定に当たっては、鯨体の大きさ、数等に応じた設備（使用する作業関係重機や船等）やダイバー等の作業人員が整っているかどうか、また、死亡鯨体の腐敗が早く、扱いが困難になる場合があることから、それらに即座に対応できるかどうかを考慮する必要がある。
- （2）大型鯨類の場合は、運搬方法としては、海上搬送が現実的である。
- （3）死亡鯨体を海岸、漁港等に長時間留め置く場合は、腐敗等による環境汚染が危惧されるため、清掃作業等について専門業者を選定する必要がある。

第6章 処理開始後の対応と処理後の対応

1 処理実施中の対応

実際の処理は受注者が行うが、監督職員等は現地での履行確認や緊急事象発生の対応等のために、作業に立ち会うこととし、日報等の報告に際しても十分な写真撮影等の資料の添付を求めるものとする。

また、処理作業が開始された後もマスコミによる取材は継続して行われると想定されるため、現地対策時（鯨類専門家の標本採取等の学術調査への協力関連作業も含む）と同様の対応（例えば随時記者レクなど）を継続して行うものとする。

2 事後処理

（1）契約手続き

実際の処理に基づいて、契約を締結し処理費用を支払う必要がある。

（2）現地における事後処理

鯨類の処理をもって業務完了ではなく、一連の流れの中で行った措置に対する事後処理の対応も必要となる。

水産庁マニュアルでは、必要とされる対応として「座礁地等の衛生面の管理」「鯨油等が流出した場合の清掃等、座礁地等の原状回復」「悪臭等の軽減、解消措置」「回収した鯨油等、一般ゴミ等の適正処理」の4項目が列記されているが、このほかにも「作業に要した資機材の清掃」なども含め、あらかじめ想定されるものについては、当初の業務の依頼の段階から意識して行程に組み込んでおく必要がある。

【水産庁マニュアルより抜粋（メインテキスト）】

2 座礁発生後の対処（P12）

（3）事後処理

座礁対処責任者は、清掃、体油の中和処理等により、座礁現場周辺の原状回復を行う（サブテキスト「Ⅵ 鯨類座礁地等の清掃等現状回復作業について」）。

【水産庁マニュアルより抜粋（サブテキスト）】

Ⅵ 鯨類座礁地等の清掃等現状回復作業について（P57）

1 大型鯨類座礁時に想定される座礁地等の状況

大型鯨類の座礁にあっては、埋設、他海域への移動・排除、海底沈下等死亡鯨体の処理に判断を要するため、座礁地又は一時係留先等（以下、座礁地等という。）で死亡鯨体の腐敗が進み、血液、鯨油（体液、脳油等）等が流出することも想定される。その場合、潮の干満や強風等により、港湾・漁港等岸壁及びテトラポット等に鯨油が付着し、悪臭の発生及び水質汚染等環境面での影響が懸念される。

また、座礁地等から死亡鯨体を埋設地等に搬送する場合は、搬送途中の環境汚染、悪臭による周辺住民等への影響も予想される。なお、座礁地等に多くの見物者が集まると、同時に、見物者が持ち込んだゴミ等の処理が必要になることもある。

2 必要とされる対応

- 座礁地等の衛生面の管理
- 鯨油等が流出した場合の清掃等、座礁地等の原状回復
- 悪臭等の軽減、解消措置
- 回収した鯨油等、一般ゴミ等の適正処理

第7章 マスコミ対応、現地での住民対応

1 マスコミ対応

鯨類の発見時点からマスコミの関心は高いと想定され、実際に座礁・漂着し処理を行う際には、過去のいずれのケースでも鯨類の漂着時にも多くのマスコミから断続的に取材が殺到した。今後の事案発生時も相当多数の取材対応が想定されることから、水産庁マニュアルでは以下のとおり推奨されている。

このことから、現場においては、個別の取材に応じるのではなく、時間を決めて随時記者レク方式の発表を行うことや現地の立ち入り規制等の取材ルールも想定して、早期に対応方針を決定し、マスコミ各社に協力を求めることが望ましい。

【水産庁マニュアルより抜粋（サブテキスト）】

Ⅱ 座礁初動体制と現場対応（P18）

11 マスコミ対応

- （１）煩雑な状況となることが多く、また、公平性の確保との観点から個々への対応は可能な限り避け、随時記者会見方式で行うのが望ましい。
- （２）救出作業等危険を伴う場面での撮影や昼夜を問わずの取材等、状況によってはマスコミ側の取材自粛を求めるなど、ある一定の取材ラインを検討することも必要である。

※例えば時間を決めて随時記者レクすることで、個別の問い合わせへの対応の負担が軽減される。

2 住民等への現地での対応

令和5年の事例では、港内に流れ着いた時点では鯨が生存していたこともあり、住民からの関心も高く、問い合わせや現地での見物人への対応が必要となった。

現地対応にあたっては、漂着場所にもよるが、地元区役所や市町への情報提供及び所轄警察署への協力依頼を必要とする可能性がある。

また、必要に応じて、現地における侵入防止措置なども行うため、これらのことも踏まえて事前に対策をまとめておく必要がある。

【水産庁マニュアルより抜粋（サブテキスト）】

Ⅱ 座礁初動体制と現場対応

1 初期現場対応（P16）

（3）見物者も多く、見物者の安全対策、交通整理等も必要である。

3 地域内及び近隣市町村との連絡協議体制

（2）近隣住民等に対しても、十分に状況説明し、協力を要請する。（死亡鯨体は、時間の経過に伴い、強烈な異臭、大量の油を発する場合がある。）

12 見物者対応（P18）

現地への関係者以外の侵入禁止や現地周辺の交通整理が最大の問題となる。警察はもとより、近隣市町村等関係機関に対し、協力を要請する必要がある。

第8章 さいごに

鯨類の座礁・漂着は、船舶の航行や港湾荷役への支障、腐敗臭やガスの充満に伴う爆発の恐れなどの周辺環境への悪影響も予想されるため、相応の準備期間がない状態での緊急の対応も必要となることが予想される。

一方で、意思決定や契約、積算等にあたっては、説明責任を果たすことができる内容となっているか、十分な検討、確認が必要である。

そのためにも、関係者間での報告連絡相談を適時かつ密に行い、適切なタイミングで意思決定を行うなど、スピード感だけではなく、住民から疑念を抱かれないことも常に意識して、業務を執行する必要がある。

【策定、改訂経緯】

令和6年12月1日 策定、施行